

購入時手数料と収益分配金について

追加型株式投資信託購入時に、お客様にご負担いただく購入時手数料や、追加型投資信託保有中にお客様がお受取りになる収益分配金がファンドの基準価額や投資元本に与える影響について、ご確認していただくための、当金庫からのご案内です。

■ 購入時手数料についてのご確認事項

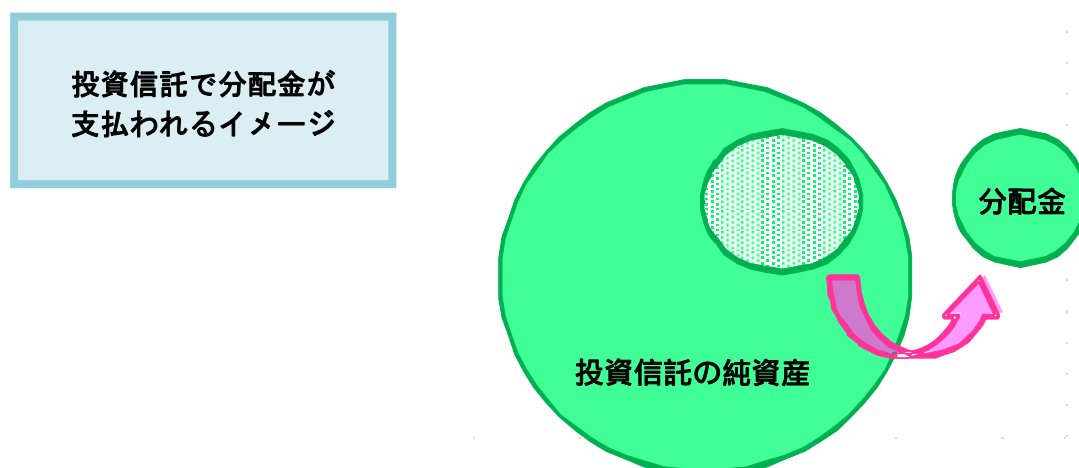
- 購入時手数料は、ご指定のお申込総金額の中から、お支払いいただきます。

1. 購入時手数料としてお支払いいただく金額は、お買付金額（買付口数×約定日の基準価額）に、ファンドごとの所定の手数料率（※）を乗じた額となります。
◇たとえば、100万円の金額指定でお買付いただく場合、ご指定金額（お申込総金額）の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円の全額がファンドのお買付金額に充当されるわけではありません。
2. 購入時手数料以外に、ファンドのお買付時に、ご負担いただく手数料等はありません。

※手数料率は、ファンドにより、また手数料を含めたお申込金額などにより、異なりますので、ご購入の際は、契約締結前交付書面等でご確認ください。

■ 収益分配金に関するご確認事項

- 収益分配金の額は、預金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

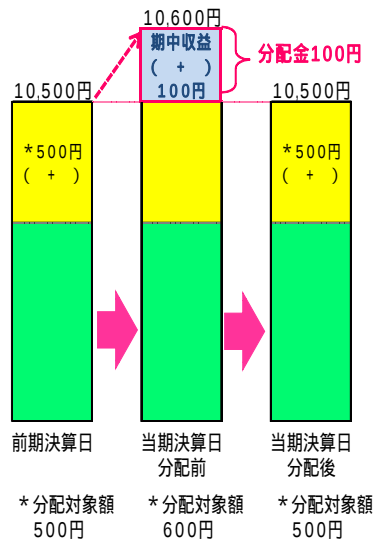


- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、**当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。**
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（イメージ）

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

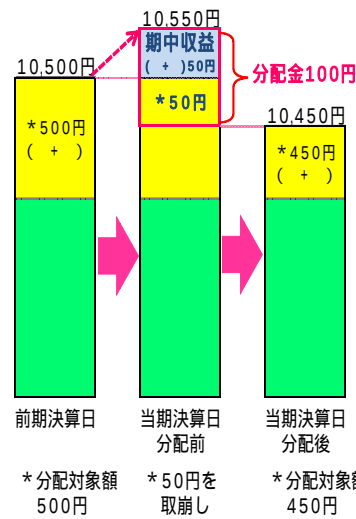
ケース A



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

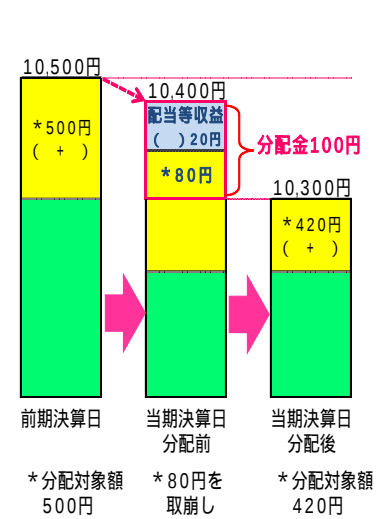
ケース B

前期末から基準価額が上昇した場合



ケース C

前期末から基準価額が下落した場合



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期末から当期末日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額 100 円 + 当期末と前期末との基準価額の差 0 円 = 100 円

ケースB: 分配金受取額 100 円 + 当期末と前期末との基準価額の差 ▲50 円 = 50 円

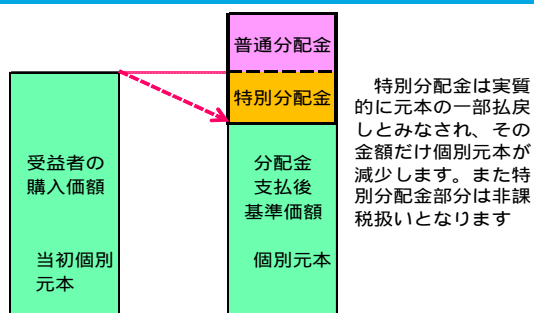
ケースC: 分配金受取額 100 円 + 当期末と前期末との基準価額の差 ▲200 円 = ▲100 円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

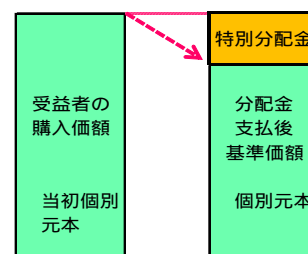
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

特別分配金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

商 号 等	金沢信用金庫 登録金融機関 北陸財務局長（登金）第 15 号
本店所在地	〒920-0919 石川県金沢市南町 1 - 1
加 入 協 会	日本証券業協会

※ 当資料に記載された文言等、ご不明な点がございましたら、お取引店までお尋ねください。

※ 当資料は、投資信託の一般的な仕組みを説明するもので、投資勧誘を目的としておりません。

※ 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、内容の正確性や完全性を保証するものではありません。

平成 23 年 8 月 15 日制定